

令和6年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

(概要)

要望が認められたもの

- (1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【所得税】
- (2) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】
- (3) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】
- (4) 高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置【印紙税等】
- (5) 国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置
(厚生労働省、総務省、財務省との共同要望)【国民健康保険税等】

法案の内容をみて検討するとされたもの

- こども未来戦略方針に基づく支援金制度(仮称)の創設に伴う税制上の所要の措置(こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省との共同要望)【所得税等】

要望が認められなかったもの

- 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

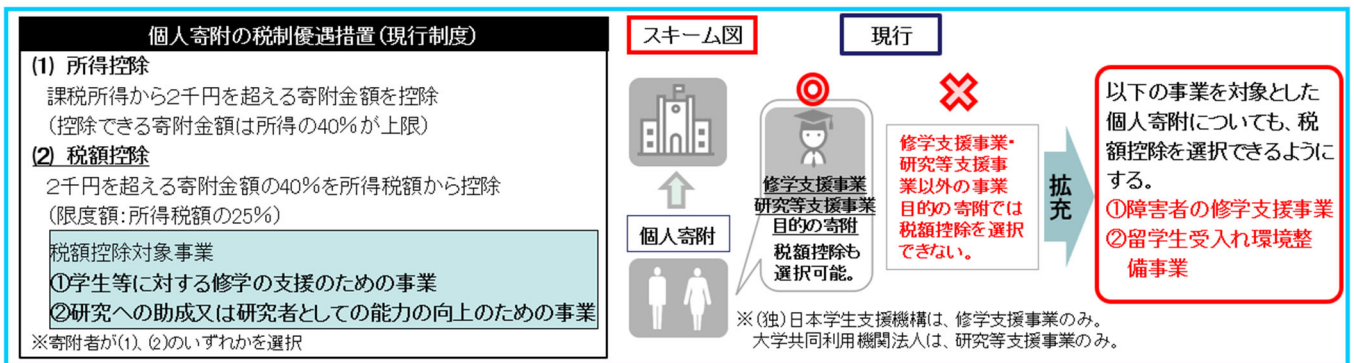
要望が認められたもの

(1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【所得税】

現在、国立大学法人等に対する個人寄附は、経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業と、不安定な雇用状態である研究者等に対する研究助成・能力向上のための事業を対象とする場合に限って税額控除を選択できるところ、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金のうち、

- ①障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業
- ②外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的とした施設整備費や賃料の一部を負担する事業

に充てられるものについても、税額控除を選択できるようにする。



（２）学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】

学校法人が税額控除の対象法人となるには「原則、実績判定期間（５年間）において、３千円以上の寄附金支出者が、年平均１００人以上いること」等の要件が課せられているところ、一定の要件を満たす場合には、実績判定期間を２年間に短縮する。

現行の要件

実績判定期間内（原則、直近５会計年度）に、

- ① 3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が、年平均100人以上
 - ② 寄附金額が年平均30万円以上であること* 1、2
- * 1 小規模法人向けの緩和措置あり
* 2 税額控除対象法人には、①寄附行為等の情報開示義務、②寄附者名簿の作成・保存義務が生じる

特例措置の新設

令和６年度税制改正による特例措置

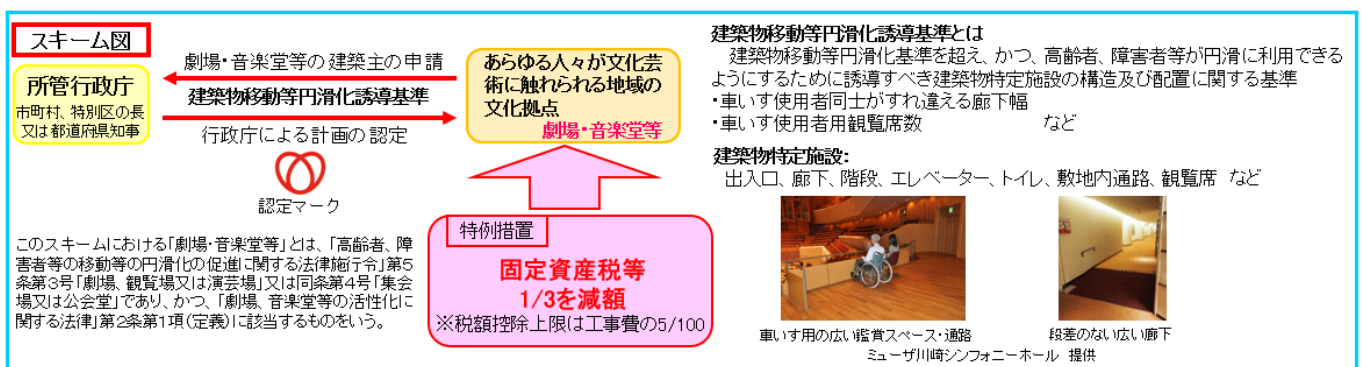
以下の要件を満たす場合には、実績判定期間を５年間から**２年間に短縮**する。

*この場合においても税額控除対象法人であることの証明書の有効期間は５年間となる。

- 税額控除対象法人となるために必要な寄附者数・寄附金額といった実績要件を、**年度ごと**に満たしていること（小規模法人向けの緩和措置は引き続き適用）
- 税額控除に係る証明申請が**令和７年度～１２年度の間に行われる**ものであること
- **経営改革に向けた具体的な取組に係る計画を作成**していること（作成を求める計画の詳細については今後通知等で周知）
- **実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれない**こと

（３）障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】

民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額の３分の１を減額する特例措置について、適用期限を２年延長する。（令和８年３月３１日まで。）



(4) 高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置【印紙税等】

高等教育の修学支援新制度について、令和6年4月から対象となる、中間所得層の多子世帯や理工農系の学部・学科に通う学生等に対する授業料等減免措置及び給付型奨学金支給についても、関係法令の改正を前提に、差押禁止等の措置を講ずる。

また、令和6年度に授業料後払い制度を創設することに伴い、関係法令の改正を前提に、本制度に関する文書に係る印紙税についても非課税措置を講ずる。

(5) 国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置 (厚生労働省、財務省、総務省との共同要望)【国民健康保険税等】

健康保険法等の改正に伴い、各税目に係る法令に規定されている本人確認書類の範囲に、私立学校教職員共済組合加入者の資格の確認に必要な書面を加えることとする。